第六次千葉県障害者計画(平成30年度から平成32年度までの3年間)の概要

計画の位置付け

- 1 障害者計画 (障害者基本法)
- 2 障害福祉計画 (障害者総合支援法)
- 3障害児福祉計画(児童福祉法)

3つの計画を一つの計画として策定

第六次千葉県 障害者計画

4 「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」 の施策も含む

本県の障害のある人の状況

1手帳の所持者数

手帳所持者数	23 年度末①	28年度末②	②と①の比較
身体障害者手帳	168,325 人	177,918 人	5.7%増加
療育手帳	32,560 人	39,960 人	22.7%増加
精神障害者保健	26,087 人	40,518 人	55.3%増加
福祉手帳			

≪増加の状況と要因など≫

○身体障害

全体に占める割合「肢体不自由」が 52.5%、次いで「内部 障害」が 32.9%「内部障害」は増加が顕著で 5年間で 15% 増加

〇知的障害

軽度の障害のある人の増加が顕著で5年間で38.8%増加 知的障害に対する認知度が高くなり、療育手帳取得者が 増加したことが要因の一つと考えられる。

※要因=「平成 29 年版内閣府障害者白書、障害者の全国 的状況」による

○精神障害

全体に占める割合「中度」が 59.7%、次いで「軽度」が 23.8%

「中度」は5年間で56%増加、「軽度」も66.4%増加

2公立特別支援学校の幼児児童生徒数

- ・平成23年度の5,507人から平成28年度の6,321人へと14.8%増加
- ・障害別の内訳では知的障害のある児童生徒数の増加が大きく17.8%増加

3障害のある人の就職件数

・平成23年度の1,922件から平成28年度の3,160件と64%増加 精神障害者の就職件数は5年間で119.2% 増加

※就職件数=県内のハローワークにおける障害者の就職

現状と課題

県内では、障害のある人が増加傾向にあり、加えて発達障害 や高次脳機能障害、難病など多様な障害のある人に対する 福祉サービスの提供が必要とされている。

こうした状況の中で、以下の施策を推進していくことが求め られている。

- 住まいの場としてのグループホームや日中活動の場の整備
- 親亡き後も地域社会の中でその人らしく暮らせるための、 福祉サービスの充実
- 自己決定・自己実現の支援や、権利を擁護するための仕組み の充実
- ・障害のある子どもがライフステージを通じて質の高い療育 支援が受けられる体制の構築
- 相談支援体制の充実
- 一般就労の促進、福祉的就労の機会提供、職場への定着支援

計画の目標

障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築 障害のある人がその人にあった福祉サービスを選択しつつ、 地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を 整備します。

計画策定に係る基本的な考え方

- ・障害のある人等の意見の尊重と障害のある人自らの意思 決定の支援
- ・ 障害のある人本位の総合的な支援
- 障害特性等に配慮した支援
- アクセシビリティの向上(施設、サービス、情報などの利用の しやすさの向上)
- ・障害を理由とする差別の解消
- ・施策の総合的かつ計画的な取組の推進



8つの主要な施策と主な取組み

1入所施設等から地域生活への移行の推進

- ○グループホームの整備拡充 (継続)
- ○地域生活支援拠点の整備促進(継続)
- ○県立施設のあり方の検討(継続)

2精神障害のある人の地域生活の推進

- ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(新規)
- ○精神科救急医療体制の充実(継続)

3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

- ○障害者条例に基づく取組みの推進(継続)
- ○手話通訳者の養成(継続)

4障害のある子どもの療育支援体制の充実

- ○医療的ケアが必要な障害児支援のための保健・医療・福祉・教育等の 連携の推進 (新規)
- ○ライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実(継続)

5障害のある人の相談支援体制の充実

○基幹相談支援センターの設置を支援(継続)

6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

○就労支援・定着支援体制の強化(継続)

7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

- ○ひきこもり地域支援センターによる支援(継続)
- ○千葉県発達障害者支援センター (CAS) による支援 (継続)

8様々な視点から取組むべき事項

- ○障害者スポーツの振興・普及(継続)
- ○東京2020オリンピック・パラリンピックを通じた共生社会の 実現に寄与する様々な取組(新規)

計画の策定・推進体制

千葉県障害者施策推進協議会(法定審議会)

千葉県総合支援協議会(計画策定・推進本部会)

各部会担当施策の 代表参加/活動報告

計画決定

入所·地域生活支援/精神障害者地域移行推進 権利擁護/療育支援/相談支援/就労支援

代表参加/活動報告施策提案/進捗報告

計画案提出•意見

基本目標		主要な施策	主な取組			
	1入所施設等から地域生活への移行の推進					
	(1)	グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	〇グループホームの量的拡充			
	(2)	日中活動の場の充実	〇市町村における地域生活支援拠点等の整備促進			
		地域生活を推進するための在宅サービスの充実	」○地域活動支援センターの充実に向けた支援 ○短期入所事業所の整備促進			
			- 〇日常生活自立支援事業による援助			
		重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	○「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の実施 ○在宅支援の拠点としての入所施設の活用			
	(5)	入所施設の有する人的資源や機能の活用	〇千葉県袖ケ浦福祉センター更生園の小規模ケアへの転換			
	(6)	県立施設のあり方	〇千葉県千葉リハビリテーションセンターの施設整備			
	2精神障害のある人の地域生活の推進					
	(1)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	〇地域包括ケアシステムを構築するための協議の場の設置			
	(2)	精神科救急医療体制の充実	○精神科病院の空床確保の推進			
	2 陪宝	のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の	り推准			
		障害のある人への理解の促進				
			□ ○広域専門指導員・地域相談員による周知啓発活動			
		子どもたちへの福祉教育の推進	○福祉教育推進校の指定			
	(3)	地域における権利擁護体制の構築	○虐待防止アドバイザーの派遣 ○障害者差別解消支援地域協議会の設置支援			
	(4)	地域における相談支援体制の充実	〇手話通訳者養成研修事業の実施			
暲	(5)	手話通訳等の人材育成	〇手話言語等条例等の周知			
障 害	(6)	情報・コミュニケーションバリアフリーのための	⁻ ○情報保障ガイドラインの周知			
		普及啓発の促進				
あ	4 障害	のある子どもの療育支援体制の充実				
จึ	(1)	障害のある子どものライフステージを通じた 一貫した療育支援体制の充実	〇ライフサポートファイルの導入や活用の促進			
人	(2)	障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	〇児童発達支援センター設置の促進			
が		地域における相談支援体制の充実	□○障害のある子どもを受け入れる短期入所事業所の拡充 ○障害児等療育支援事業の推進			
地			○ 原音元等原育文版事業の推進 ○ 療育支援コーディネーターの配置促進			
域	(4)	障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実 	〇医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置			
で	(5)	障害のある子ども一人一人が 十分に教育を受けられるための取組の充実	○特別支援教育に関する研修の充実			
そ	5 隨害	のある人の相談支援体制の充実	-			
Ó		地域における相談支援体制の充実				
人		地域における相談支援従事者研修の充実	□○基幹相談支援センターの設置促進 ○相談支援専門員等の育成ビジョンの明確化			
6			○日談文援等「員等の育成とフョンの明確化」 ○医療的ケア児の相談支援に従事する相談支援専門員のスキルアップ			
し	(3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化					
<	6 障害	のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	実			
暮ら	(1)	就労支援・定着支援の体制強化				
ら	(2)	障害者就業・生活支援センターの運営強化	【○障害の特性に応じた就労支援の充実・強化 」○民間企業における障害のある人の雇用及び職域拡大の促進			
せる	(3)	障害のある人を雇用する企業等への支援	〇障害者就業・生活支援センターによる障害のある人の就業支援			
る	(4)	支援機関や関係機関のネットワークの構築	- ○雇用管理上のアドバイスを行う企業支援員の配置 ○就労促進に向けた関係機関のネットワークの構築			
共		及び情報共有化	□○就労継続支援事業所に対する支援の実施 ○千葉県障害者就労事業振興センターを通じた障害者就労施設等への			
生	(5)	福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う 障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進	発注の促進			
社	(6)	障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を	〇多様な働き方の選択の尊重に向けた支援			
会		尊重した支援				
	7 障害	のある人一人ひとりに着目した支援の充実				
構	(1)	地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する 支援の推進				
築	(0)		〇発達障害者支援センター(CAS)を拠点とした研修等の実施			
	(2)	支援の推進	〇福祉型短期入所事業所に対する報酬加算の実施			
	(3)	障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	│○障害のある子どもを受け入れる短期入所事業所の拡充 │○障害児等療育支援事業の推進			
	(4)	重度・重複障害者等の負担軽減の推進	〇重度心身障害者(児)の医療費補助			
	(5)	重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	│○「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の実施 │○ひきこもり地域支援センターにおけるアウトリーチ型支援の充実			
	(6)	ひきこもりに関する支援の推進	〇保護観察所等の関係機関と連携した支援			
	(7)	矯正施設からの出所者等に対する支援の推進				
	8様々な視点から取り組むべき事項					
		人材の確保・定着	〇社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の人材養成			
		高齢期に向けた支援	〇共生型サービス事業所の設置促進			
	(3)	保健と医療に関する支援	○心身障害児者歯科保健巡回指導事業の実施 ○障害者スポーツ指導者の養成			
	(4)	スポーツと文化活動に対する支援	〇障害のある人が制作する芸術・文化作品や芸能の発表の場の提供			
	(5)	住まいとまちづくりに関する支援	│○公共施設等のバリアフリー化の推進 │○公営住宅のバリアフリー化			
	(6)	暮らしの安全・安心に関する支援	〇災害時の要配慮者に係る市町村の取組の促進			
		障害のある人に関するマーク・標識の周知	〇県内の消防本部における音声によらない緊急通報システムの導入 〇各種マークの県民への周知と理解の促進			
		恵言2020オリンピック・パラリンピックを通じた	_○管種マークの県氏への周知と理解の促進 ○障害者スポーツ・芸術を通した障害のある人の理解促進			
	(8)	共生社会の実現に寄与する様々な取組み				

主な数値目標

主要施策	数値目標	28 年度実績	32 年度目標
1入所施設等から地域生活への移行の推進	グループホーム等の定員	4,712 人	5,900人
	施設入所者数	4, 495 人	4, 477 人
	地域生活支援拠点等が整備されている圏 域の数	0 圏域	16 圏域
2 精神障害のある人の地 域生活の推進	地域の精神保健医療体制の基盤整備量(利 用者数)	_	1, 104 人
3障害のある人への理解 を広げ権利を擁護する取 組の推進	共生社会という考え方を知っている県民 の割合	_	50%
	手話通訳者·要約筆記者実養成講習修了見 込者数	57 人	60 人
4障害のある子どもの療 育支援体制の充実	医療的ケア児支援のための関係機関との 協議の場の設置数	3 箇所	30 箇所
5 障害のある人の相談支援体制の充実	基幹相談支援センター設置市町村数	16 市町村	44 市町村
6 障害のある人の一般就 労の促進と福祉的就労の 充実	障害者就業・生活支援センター登録者の就 職件数	686 件	805 件
7障害のある人一人ひと りに着目した支援の充実	地域支援マネージャーの外部機関や地域		400 件
8様々な視点から取り組 むべき事項	障害者スポーツ指導員の養成者数	35 人	80 人